

第 二 次
南 部 町 行 政 改 革 大 綱

南 部 町

平 成 2 2 年 4 月

I 行政改革の必要性

1. これまでの行政改革の取り組み

平成17年に総務省が示した「地方公共団体における行政改革推進のための指針」により、すべての地方公共団体は、「集中改革プラン」を策定することとされ、全国的に行政改革が推進されました。

また、地方自治法の改正により、新たに公の施設の指定管理者制度が導入され、平成18年には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の制定により、地方公共団体の事務を「官から民へ」移行し、行政のスリム化を図るための体制づくりがなされてきました。

一方、「三位一体の改革」により平成16年以降、地方交付税は大幅に削減し、それに対する税源委譲が不十分であったため、地方公共団体の収入は年々減少し、厳しい財政運営を迫られることとなりました。

このようななか、南部町では、平成18年に「南部町行政改革大綱」を策定し、財政力、職員力、住民力の向上を「行政改革への3つの視点」として、指定管理者制度の導入などの業務のアウトソーシングによる業務の見直し、職員定数の削減などによる人件費の抑制、職員人事評価、地域振興区制度の導入などを実施し、財政の健全化と良質な行政サービスの提供を目標とした行政改革の取り組みを進めてきました。

この結果、財政面において健全化を示す健全化判断比率（※1）及び資金不足比率（※2）について、平成19年度及び平成20年度ともに健全基準となり、厳しい財政状況にありながら、健全な財政運営を実施することができました。また、平成19年7月には「南部町地域振興区に関する条例」が施行され、町内7つの地域振興協議会が誕生し、町民が行政とともに自らのまちを自らでつくりあげるといふ住民自治の新しいかたちを生み出すといふ大きな成果を得ることができました。

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する地方公共団体の財政状況を示す比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担率の総称。各比率が一定値を超えると早期健全化団体又は財政再建団体に指定される。

※2 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する地方公営企業の財政状況を示す比率。各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、これが生じた場合には資金不足の早期解消を図る必要があり、20%を超えると経営健全化団体に指定される。

2. 新しい行政改革の観点

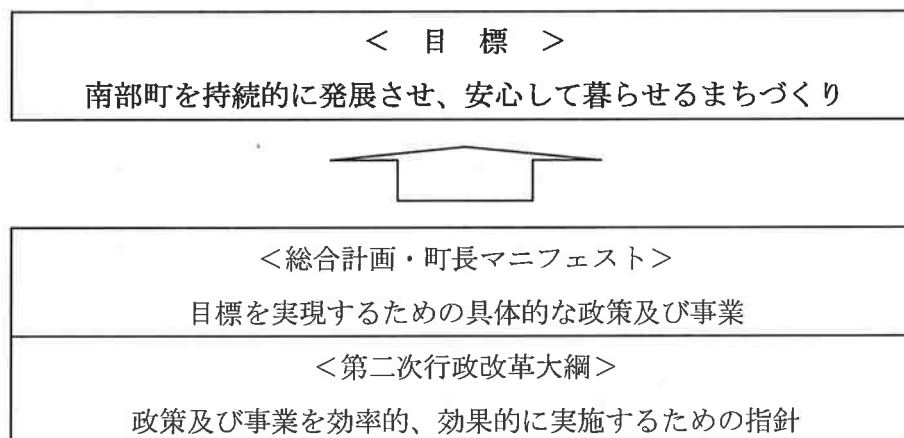
国の財政状況は、景気低迷、政権の交代から依然として不安定な状況にあり、他方、本格的な少子高齢化や都市部への人口流出に伴う人口減少など地域が大きく変わろうとしているなかで、これまでのような財政面の圧縮を中心とした行政改革では限界があります。

今後も南部町を持続的に発展させるためには、これまでの行政と町民との関係を再検討することでそれぞれの役割を明確にし、行政は、いま何をすべきかを選択し、的確な公共サービスの提供と新しいまちづくりのできる行政改革が求められています。

II 基本方針

1. 第二次行政改革大綱の目標

第二次行政改革大綱では、第一次において推進してきた財政圧縮、人員削減、民間委託などを中心とした改革に加え、そこから更に一步踏み込み、行政運営の仕組みを変革する構造的な改革をより一層推進することで、総合計画及び町長マニフェストに掲げられた政策をより効果のあるものとし、南部町を持続的に発展させ、安心して暮らせるまちづくりをすることを目標とします。



2. 目標達成のための基本方針

目標達成に向けて、次の3つの基本方針に沿って取り組みます。

- (1) 効率的・効果的な財政運営の推進と政策の決定
- (2) 住民と協働・連携のまちづくり
- (3) 効果的な行政運営に向けた職員の意識改革と能力開発

3. 行政改革の推進期間

推進期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとします。

III. 行政改革の重点項目

本大綱では、目標達成の基本方針に沿って、次の点に取り組んでいきます。

1. 効率的・効果的な財政運営の推進と政策の決定

南部町の財政は、現在のところ健全に運営されているものの、地方交付税の削減、各種補助金の廃止、税収等の減少による収入減が続いており、依然厳しい状況にあります。

また、国と地方が上下関係にあった時代は終わり、地方分権時代である今日では、町の発展のためには、自ら政策を立案し、推進していく力が求められています。

このように国と地方との関係が変化し、かつ、限られ財源のなかで行政サービスを提供するためには、これまでの既成概念を取り払い、常に実施する政策を徹底的に選別し、南部町の発展のために本当に必要なものを選択し、実施していくことが必要となります。

(具体的な方策)

(1) 事務事業の見直し

現在実施している事業について、その目的と成果について検証し、実施の優先順位を決定し実施するとともに、行政が実施する事業と民間で委託できる事業の検証を行い、効率的でよりよいサービスの提供を目指します。

具体的には、①当初予算要求時における事務事業概要の作成 ②年度中途における進捗の管理 ③決算時における事業の評価 ④行政が実施するか民間が実施するかの検証を行い、評価の低い事業については廃止又は見直し行うとともに、民間による運営が望ましい事業については積極的に民間を活用し、限られた財源と人員を有効に活用することとします。

(2) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

将来にわたって安定した行財政運営を進めるには、自らの財政状況を分析し、中長期的な財政見通しに立った、抜本的な歳出削減、歳入などにより「歳入に見合った」財政構造への転換を進めます。

(3) 歳入の確保と増加策

豊富な農地などの恵まれた自然、地域の知恵を活用し、町民の所得を向上するための政策を実施することで、町民全体の所得水準の向上を目指すとともに、当町への定住政策を強化することで人口の増加を図り、町の収入の増加を図ります。

あわせて、町税や保険料などの収入について、客体の適正な把握に努めるとともに、徴収と滞納整理を徹底して実施し、収入の確保に努めます。

また、受益者負担の原則により、施設使用料、手数料等税外収入の見直しに取組みます。

2. 住民と協働・連携のまちづくり

行政が持っている情報を町民に積極的に公開し、行政と町民とが共有することで持続可能で相互理解の図れるサービスを提供し、行政運営に町民の意見が反映した協働・連携のまちづくりを7つの地域振興協議会を核として構築していきます。

(具体的な方策)

(1) 政策の実施目的、内容、実施結果などの公開

政策の概要説明やその成果について、総合計画に沿った政策であるのか、実施方法は妥当であるか、成果がどの程度あったかなどが判断できる資料を積極的に町民へ公開します。これにより行政が実施しようとする政策について町民が判断し、意見提言できるような仕組みを作ります。

(2) 町の財政状況の公開

政策の実施などの公開とあわせて、南部町の財政がどのような状況にあるのか、どのようなサービスにどの程度のお金を要しているのかなどを積極的に町民に公開することで、町民の理解を得ながら、どのサービスを、どの程度提供するのかなどを共に考えていくことを目指します。

(3) パブリックコメントの推進

条例や計画した政策に対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見を考慮して政策の決定を行うことを基本とする体制を確立します。

これにより、町民の意見を政策に反映させることができ、町民のニーズに合ったサービスの提供ができるものと考えます。

(4) 出前講座の実施

よりよいまちづくりを実現するためには、町民の理解がとても大切になるため、行政は、実施するひとつひとつの政策について説明する責任があります。

そのため、行政の職員自ら地域に出かけ、自分たちが何をしようとしているのかを説明する機会を多く持つことが必要となります。

これを実現するため、地域振興協議会又は集落を対象とした出前講座を積極的に実施し、町民の理解と様々な知識を得る機会の創設を実施します。

3. 効果的な行政運営に向けた職員の意識改革と能力開発

効果的な行政運営を実施するためには、職員の意識改革と能力向上がより一層求められます。

そのため、これまで以上に職員一人ひとりが職務に対する意識改革を行い、かつ、能力向上を図るための取り組みをより積極的に実施します。

(具体的な方策)

(1) 業務の共有化

行政の職員が業務を推進するにあたり、課及び室において何をどのように実施するのか、その進み具合はどうかなどを職員が共通した認識を持ち、どの職員であっても業務に対して同じように対応ができるよう業務の共有化の充実に努めます。

(2) 職員の能力向上及び組織全体の能力向上

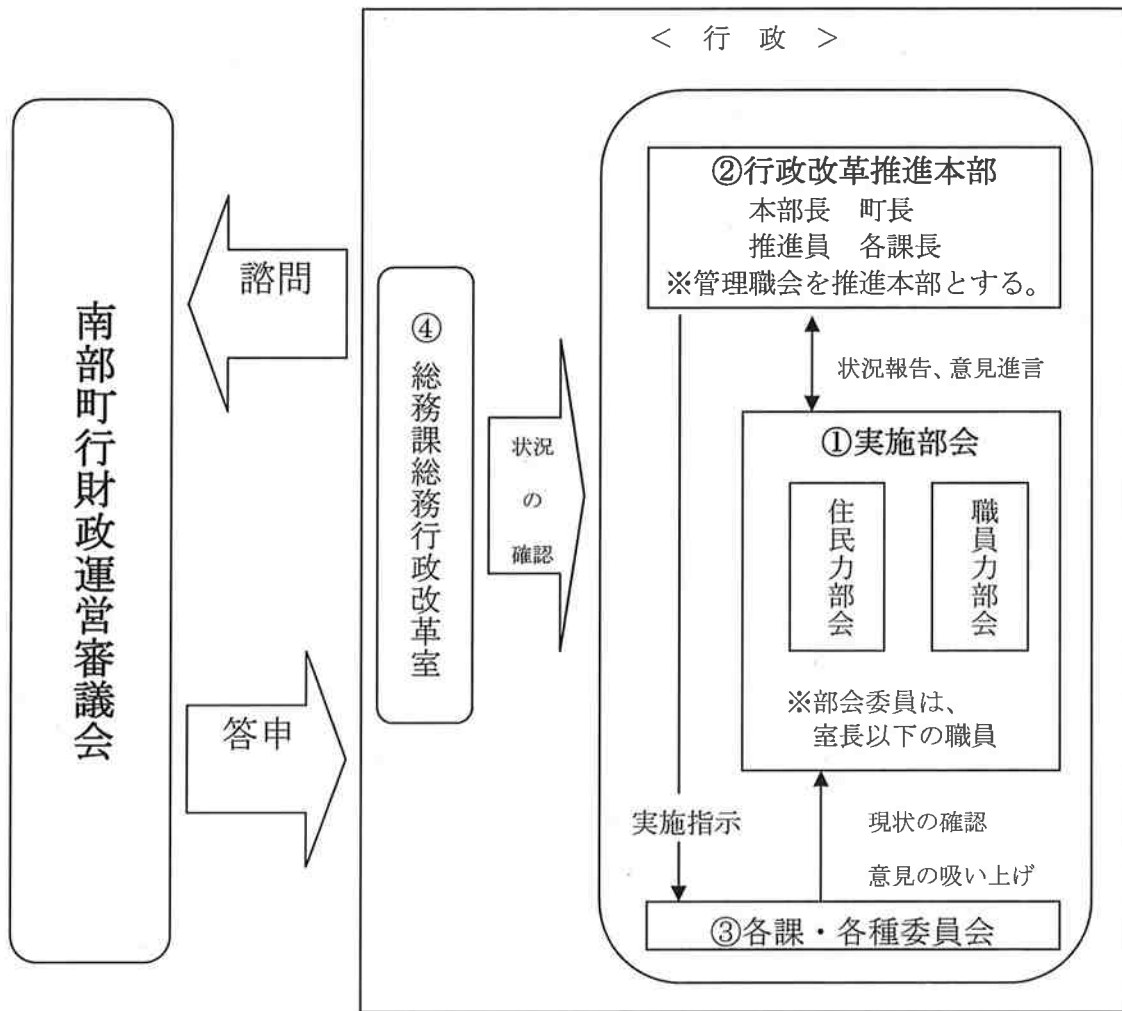
職員が業務を、効率的、効果的に実施するために、その業務に関する知識、能力の向上を図るための基礎研修や各役職、年齢層に応じた研修の受講、職員自らが職務に関する知識等を習得するための各種講座の提供、支援を行い、職員個々の能力の向上を図ります。

また、各職務の級に応じた能力習得目標を明確にし、目標に到達するような人材育成を実施することで、組織全体の能力の向上を目指します。

(3) 人事評価制度の再検討及び実施

業務の成果とその姿勢が適正に評価され、それに見合う適切な処遇などを検討し、職員の意欲やチャレンジ精神を引き出す公平公正で透明性と納得性のある人事評価制度となるよう再検討します。

< 行政改革の推進体制（第二次） >



- ①実施部会 大綱に沿った実施計画を策定
- ②行政改革推進本部 計画を決定し、各課職（全職員）に実施を指示
- ③各課（全職員） 指示に従い、実施計画を推進
- ④総務課（総務行革室） 推進状況を定期的にチェック⇒実施部会で再検討

①～④をPDCAサイクルとして実施し、行政改革を推進する。

< 第一期における体制からの変更点 >

- ① 実施部会を「住民力部会」「職員力部会」の2部会とし、構成員を室長級以下の職員とします。
- ② 行政改革推進本部を管理職会の中に設置し、実施部会での方針策定について最終的な方針決定を行います。
また、決定した方針について実施を各課、各委員会に指示する体制とします。
- ③ 総務課総務行政改革室が庁内組織の実施状況を確認し、行財政運営審議会が行政全体の実施状況を確認する体制とします。

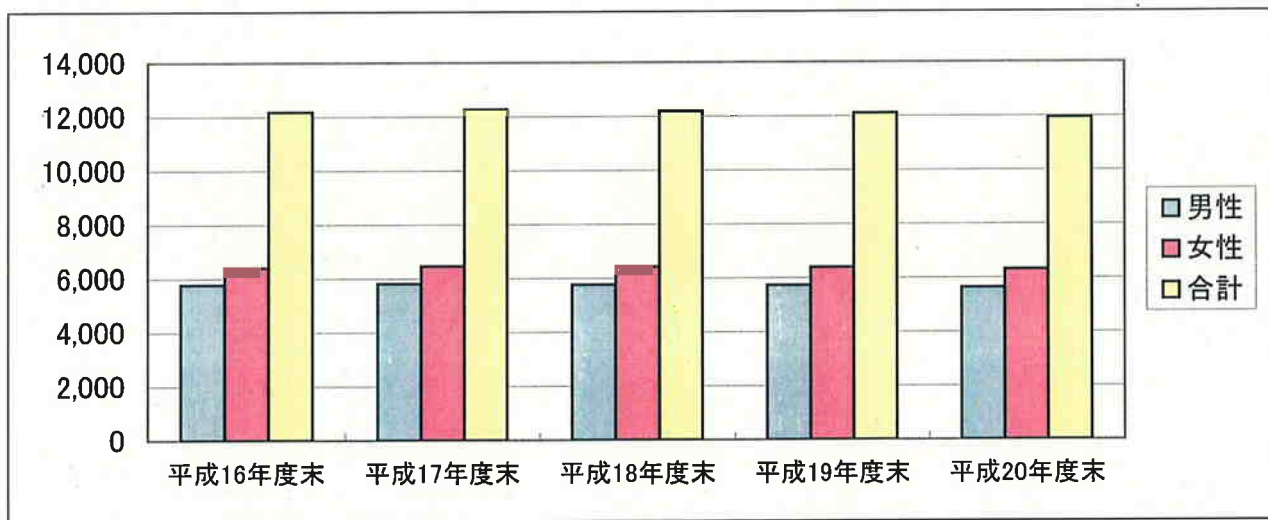
第二次南部町行政改革大綱 資料編

1. 人口の推移

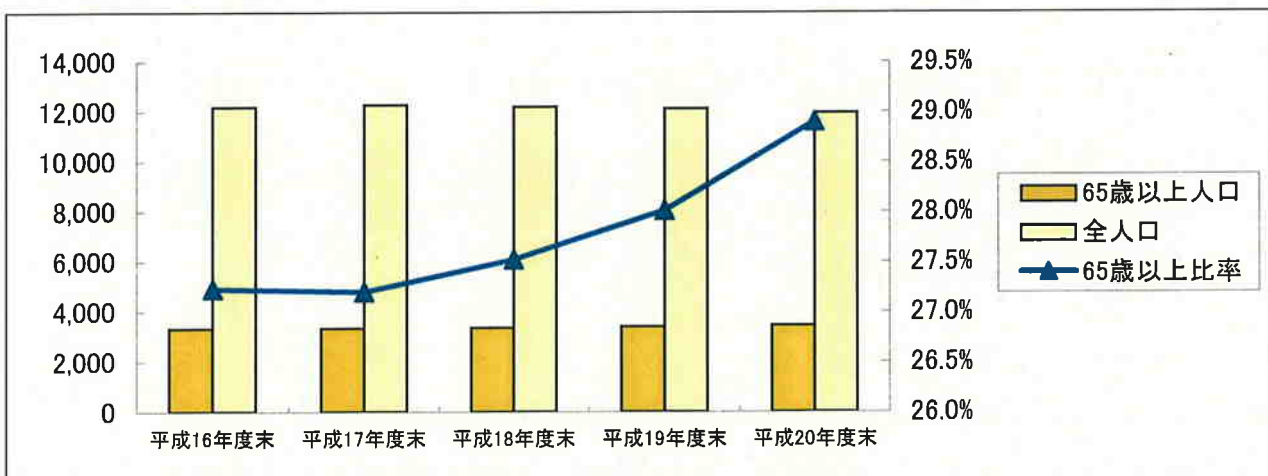
(単位:人)

	平成16年度末 (H17.3.31)	平成17年度末 (H18.3.31)	平成18年度末 (H19.3.31)	平成19年度末 (H20.3.31)	平成20年度末 (H21.3.31)
男性	5,779	5,813	5,762	5,725	5,637
女性	6,400	6,459	6,428	6,387	6,308
合計	12,179	12,272	12,190	12,112	11,945
65歳以上人口	3,316	3,338	3,355	3,393	3,452
65歳以上比率	27.23%	27.20%	27.52%	28.01%	28.90%

(1)人口推移グラフ

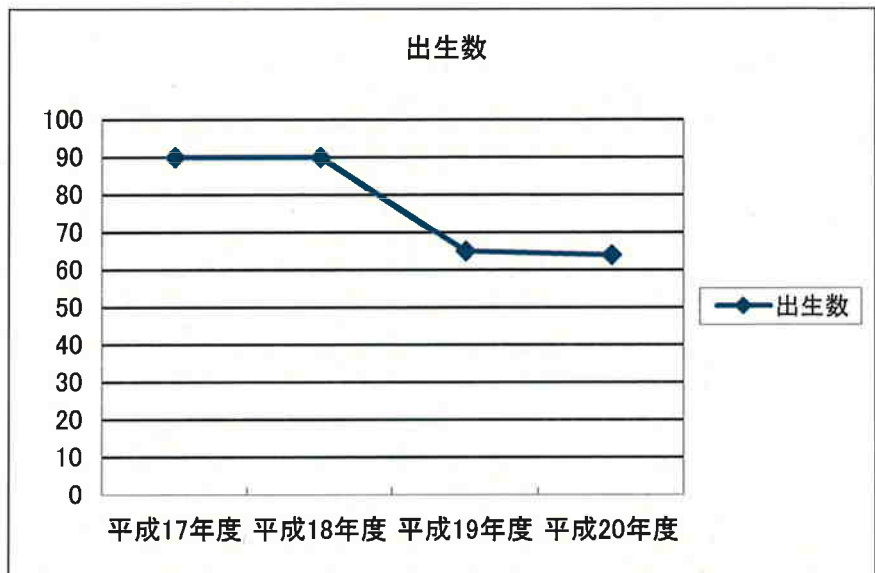


(2)65歳以上人口の推移



(3)出生数の推移

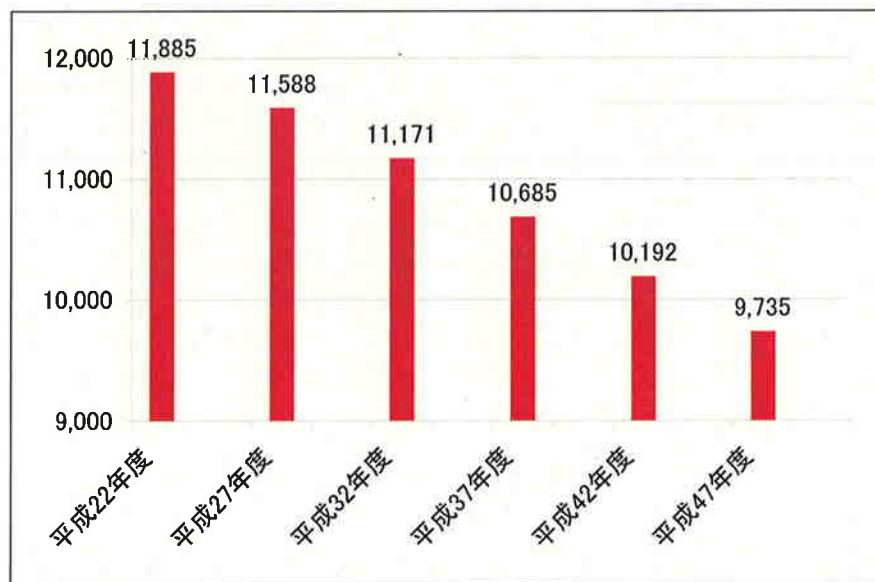
年度	出生数
平成17年度	90人
平成18年度	90人
平成19年度	65人
平成20年度	64人



(4) 将来の人口推計(25年間の予測)

年度	人口推計
平成22年度	11,885人
平成27年度	11,588人
平成32年度	11,171人
平成37年度	10,685人
平成42年度	10,192人
平成47年度	9,735人

(コーホート法)



※島根県中山間地域研究センターによる試算

2. 財政状況の推移

(1)平成20年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率(県内市町村)

市町村名	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費 負担比率	将来負担比率	資金不足比率	
						会計名	比率
南部町		—	—	17.2%	150.8%	—	—
鳥取市		—	—	17.8%	162.0%	—	—
米子市		—	—	20.8%	212.2%	下水道事業特別会計	3.8%
						普通業務団地整備事業特別会計	54.4%
倉吉市		—	—	20.8%	130.4%	—	—
境港市		—	—	18.7%	132.2%	市場事業費会計	1.7%
岩美町		—	—	14.2%	68.1%	—	—
若桜町		—	—	19.0%	92.9%	—	—
智頭町		—	—	17.6%	63.2%	病院事業会計	0.6%
八頭町		—	—	15.5%	129.1%	—	—
三朝町		—	—	20.5%	90.1%	国民宿舎会計	4.2%
湯梨浜町		—	—	18.4%	168.3%	—	—
琴浦町		—	—	17.8%	194.7%	—	—
北栄町		—	—	21.2%	205.3%	—	—
日吉津村		—	—	15.6%	131.0%	—	—
大山町		—	—	17.5%	97.8%	—	—
伯耆町		—	—	20.1%	85.4%	—	—
日南町		—	—	16.6%	—	—	—
日野町		—	—	30.2%	196.3%	—	—
江府町		—	—	22.8%	173.6%	—	—

<参考> 健全化判断比率に係る早期健全化基準等(南部町基準)

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	15%(※1)	20%
連結実質赤字比率	20%(※2)	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準)20%	

※1 財政規模に応じて11.25%から15%までの幅が設定されている。南部町の基準は15%

※2 財政規模に応じて16.25%から20%までの幅が設定されている。南部町の基準は20%

(2) 南部町の5ヵ年度決算推移(普通会計)

(単位:千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H17-H16	H18-H17	H19-H17	H20-H17
人件費(A)	1,437,010	1,377,202	1,215,808	1,256,449	1,294,416	△ 59,808	△ 161,394	△ 120,753	△ 82,786
物件費	1,075,954	904,390	659,993	661,431	689,496	△ 171,564	△ 244,397	△ 242,959	△ 214,894
維持補修費	41,072	28,657	23,471	13,187	22,887	△ 12,415	△ 5,186	△ 15,470	△ 5,770
扶助費	385,094	403,310	448,048	446,028	470,724	18,216	44,738	42,718	67,414
補助費等	1,060,942	1,107,206	1,203,811	1,067,089	1,277,852	46,264	96,605	△ 40,117	170,646
公債費	1,090,224	1,026,451	1,109,400	1,142,615	1,109,786	△ 63,773	82,949	116,164	83,335
積立金	483,105	387,386	261,722	191,329	903,068	△ 95,719	△ 125,664	△ 196,057	515,682
投資及び出資金	109,494	10,013	43,459	39,311	18,270	△ 99,481	33,446	29,298	8,257
繰出金	523,710	546,273	578,545	552,303	560,676	22,563	32,272	6,030	14,403
投資的経費	1,373,948	1,037,453	1,613,436	637,319	432,717	△ 336,495	575,983	△ 400,134	△ 604,736
(うち事業費支弁)(B)	48,711	50,620	59,390	28,248	14,889	1,909	8,770	△ 22,372	△ 35,731
計	7,580,553	6,828,341	7,157,693	6,007,061	6,779,892	△ 752,212	329,352	△ 821,280	△ 48,449
人件費(A)+(B)	1,485,721	1,427,822	1,275,198	1,284,697	1,309,305	△ 57,899	△ 152,624	△ 143,125	△ 118,517
普通会計職員数	166	150	151	146	136				
退職手当負担率			170/1000	180/1000	190/1000				
人件費のうち 退職手当	147,063	148,202	131,094	145,824	167,562				